

2018年・10月度の活動報告

1日(月)	プラスチックの海洋汚染学習会 MCA防災無線訓練(日生協)
2日(火)	第3回とちぎ消費者ネットワーク幹事会
4日(木)	とちぎ食の安全ネットワーク
9日(火)	第3回理事会 財政検討委員会
11日(木)	とちぎ食品安全フォーラム「食品表示について」 栃木放送番組審議会
12日(金)	とちぎ消費者リンク事務局会議
13日(土)	生協総合研究所第28回全国研究集会
14日(日)	第13回うつのみや食育フェア <宇都宮市城址公園>
21日(日)	とちぎ協働祭り
22日(月)	憲法学習会 講師:伊藤 真 弁護士
23日(火)	NPO法人とちぎ消費者リンク理事会
25日(木)	とちぎ消費者カレッジ(栃木県農業大学校)
26日(金)	理事長専務会議

【10月度の振り返り】

◇機関運営

- 9日 第3回理事会
財政検討委員会
- 26日 理事長専務会議

<部会活動>

- 14日 第13回うつのみや食育フェア

<学習会>

- 1日 プラスチックの海洋汚染
- 22日 憲法学習会

◇行政関連

- 21日 とちぎ協働祭り(栃木市)

◇ネットワーク活動

- 2日 第3回とちぎ消費者ネットワーク幹事会
- 4日 とちぎ食の安全ネットワーク世話人会
- 11日 とちぎ食品安全フォーラム
- 25日 とちぎ消費者カレッジ(栃木県農業大学校)

◇被災地支援、防災

- 1日 MCA 防災無線訓練(日生協)
- 7日 「3.11を忘れない～被災地のいま～第62回
をHPに転載しました。
- 9月15～12月15日予定
「平成30年北海道胆振東部地震」 緊急募金

◇その他

- 11日 栃木放送番組審議会
- 13日 生協総合研究所第28回全国研究集会

<NPO 法人とちぎ消費者リンクの活動>

- 12日 事務局会議
- 23日 消費者リンク理事会

以上

県連活動

1. 機関運営

- 10月9日(火)、2018年度第3回理事会を開催しました。議案は全て確認されました。

【議決事項】決算報告及び次月度以降の取り組み、第7期(2019-2021)策定委員会委員の選任と策定スケジュール、事務所移転と移転準備金取り崩しの承認、2019年度財政検討委員会委員選任

【協議事項】北海道胆振地方中東部地震災害募金の取り組み、ユニセフハンドインハンド実施提案、沖縄視察研修実施案内

【報告交流事項】月度定例報告、西日本豪雨(平成30年7月豪雨)支援募金災害の集約状況、理事長専務会議について、行事予定、日本生協連中央地連報告、会員報告

- 10月26日(金)、2018年度理事長・専務会議を開催しました。〈参加者28名〉

■ 演題: 「人を大切にする経営と生産性の向上」

■ 講師: 社会福祉法人 合掌苑理事長 森 一茂 氏

合掌苑は昭和25年に東京大空襲で焼け出された方々をお寺でお世話したことから始まります。創業者の市原秀翁師は昭和35年に町田市で事業を開始して以来、仏教の慈悲の精神に基づき、高齢者・障がい者の権利と尊厳を守ることに生涯をかけてまいりました。(合掌苑ホームページより)



東京、神奈川に設立した3つの介護・福祉事業所を基点に、様々な福祉事業を展開する「合掌苑」の理念は「人は尊厳を持ち、権利として生きる」。理事長の森氏は、組織で常に理念を語り続け、その理念が隅々まで伝わる運営を実践しています。

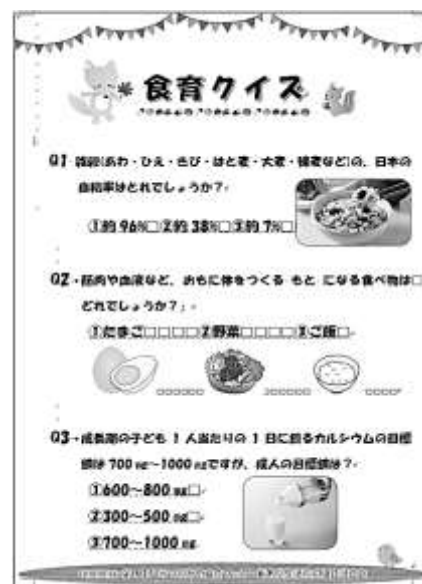
人手不足が深刻な介護の現場で、人が生き甲斐を持って働き続けられるための「幸福度の高い組織」を目指し、様々な気づきを形にしていく過程を、事例を示しながら分かりやすくお話いただきました。

〈部会活動〉

- 10月14日(日)、第13回うつのみや食育フェア～宮っ子食べっこ元気っこ～に出展しました。

生活クラブ生協、よつ葉生協、とちぎコープの地域三生協が各生協ごとのテーマに基づいてパネル展示とクイズを行い、解答者に早池峰菜(はやちねな、小松菜の仲間)の種を差し上げました。県連ブースには500名を超える来場者があり、食育についてともに考えました。

生協名	テーマ
◎生活クラブ生協	牛乳を飲もう!
◎よつ葉生協	米と雑穀を食べよう
◎とちぎコープ	朝食をたべよう



<学習会>

● 10月1日(月)、プラスチックの海洋汚染について学習会を開催しました。<>

世界的な規模で広がり、社会問題となっているプラスチックごみ汚染について、お話を伺いました。 ■演題:プラスチック汚染 世界と日本

■講師:共同通信 編集委員 井田徹治 氏

1950年に約200万トンだったプラスチック生産量は、2015年にはほぼ20倍の約3億8100万トンとなり、ごみとなるプラスチックは年間約3億トン。膨大な量が漂流ごみやマイクロプラスチックとなって世界中を覆い、環境汚染、生態系への悪影響、健康被害等が問題となっています。

日本はアメリカについて世界第2位のプラごみ排出国で1人当たり年間400kgを排出しています。例えば、ペットボトル使用量は2004年の148億本から2016年には227億本へと増加し続けていますが、再生素材となるのは20%弱。ほとんどが「サーマルリサイクル」という名のもとに焼却ゴミとして燃やされ、10本中2本近くは行き先不明になっており、相当数が環境に流れ出ていると推測されます。規制を設ける国や自治体は増加しており、世界60ヶ国以上で使い捨てプラスチック製品への規制が始まりつつあります。今後、日本でも規制の強化や課金の導入等の政策と、私たち一人ひとりが暮らしを振り返り、ライフスタイルを転換していくこと等が強く求められています。



● 10月22日(月)、憲法学習会を開催しました。<参加者60名>

弁護士の伊藤真氏に講師を依頼しての学習会は今年で5回目となります。

NHK世論調査によると、国民投票制度を「知らない」が過半数。改憲の必要性についても国民の賛否は割れています。このような状況の中で、現憲法の理念や意図するところを伺い、私たちが主体的に「立憲主義」を実現するためにはどうしたらよいか、また、国民投票制度の欠陥ともいえる問題点についても分かりやすく解説いただきました。

日本国憲法の根本価値

- 憲法13条前段(個人の尊重)
「すべて国民は個人として尊重される。」

一人ひとりの自由を保障し、誰もが人間としての尊厳を持って個として尊重されて、生きることができるようにすることをめざす。

→一人ひとりを大切に作る。

存在価値の保障

42

憲法改正国民投票法の問題点

- 最低投票率・絶対得票率の定めなし
→国民の少数による改憲の危険
- 国民投票運動の期間が短期間なのではないか。
- 投票日の15日以前のテレビCM規制なし
- 投票日の14日以内でも勧誘行為以外のCM可能
- 運動の広告資金、事前運動も規制なし
→資金力の多寡による不公平
- 複数同時発議でもよい
→国民にとって十分な熟慮時間がない。
- 公務員と教育者の国民投票運動の制限(地位を利用してのもの)→萎縮効果

15

憲法とは

- 憲法とは、国家権力を制限して国民の権利・自由を守る法
(人権)

あくまでも人権保障が目的(近代国家共通)

さらに戦争放棄も目的とした点に日本の立憲主義の特長がある。

58

憲法99条【憲法尊重擁護の義務】

- 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

本来、国民には憲法を守る義務はない

政治家などに守らせる責任があるだけ

59

2. 行政関連

- 10月21日(日)、とちぎ協働まつりに参加協力しました。

昨年は荒天のため中止となった協働まつりですが、今年は晴天となり、会場となった栃木市総合運動公園は大勢の来場者で賑わいました。とちぎ子育てネットワークの一員として担当した子育てエリアでは、昔遊びや絵本の読み聞かせ、ホッと一息つけるサロンやおもちゃ図書館等を開き、たくさんのお子さん連れが立ち寄って笑顔を見せていました。



3. その他

- 10月13日(土)、生協総合研究所第28回全国研究集会に参加しました。

生協の新たなミッションを提言する「第2次2050研究会」からの構想と題し、2050研究会の報告が主なテーマとなりました。2050年の地域生協のミッション・ビジョンの提言と「集いの館」具体化に向けた実践事例の報告を行い、パネルディスカッションを通じて議論を深めました。

■講演:「第2次2050研究会からの提言」京都大学経営管理大学院教授 若林 靖永 氏

ネットワーク活動

1. とちぎ消費者ネットワーク

- 10月2日(木)、第3回とちぎ消費者ネットワーク幹事会を開催しました。

幹事会学習会では「相続法改正の概要」について、幹事の栃木県司法書士会理事 高橋 徹 氏よりお話しを伺いました。また、地方消費者行政支援策の継続・拡充のための「地方議会から国への意見書提出を求める取り組み」の報告、地方消費者行政プロジェクト・シンポジウム開催報告、白鷗大学で開催したとちぎ消費者カレッジの報告、および、参加団体の活動報告等を行いました。

白鷗大消費者カレッジの様子 <参加者 88名>
■演 題 現代企業において問われるモラルとは
～消費者の視点から～
■講 師 弁護士 小倉 崇徳 氏



2. とちぎ食の安全ネットワーク

- 10月11日(木)、とちぎ食品安全フォーラム「知って、なっとく！食品の表示～あなたは、どのくらい理解していますか？～」を開催しました。<140名参加>

■基調講演: 知っていますか？食品表示の新ルール～上手な活用方法とは～

■講師:宮城大学名誉教授 池戸 重信 氏(一般社団法人食品表示検定協会理事長、内閣府消費者委員会)

■報告:栃木県の取り組み:保健福祉部 生活衛生課 食品安全推進班長 町田 剛 氏

■パネルディスカッション ファシリテーター:宇都宮大学名誉教授 宇田 靖 氏

パネラー:基調講演講師、消費者、県

食品表示の新しい法律「食品表示法」が2015年4月1日に施行されました。移行期間の2022年3月31日までは、加工食品を含む全ての食品表示が新しいルールに切り替わります。以前は、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律それぞれの決まりを満たす必要がありましたが、3つの法律にまたがる表示を1つにまとめて新たに作られたのが食品表示法です。1例として、原料原産地やアレルゲンの表示方法が大きく変わり、栄養成分表示の義務化や、遺伝子組み換え食品の表示法等も変わるようになります。食品表示は食品事業者と消費者を結ぶ情報伝達媒体。望む商品を正しく選択するためには、消費者もルールをよく理解しておく必要があること等、学ぶ機会となりました。



被災者支援活動、防災、平和の取り組み

1. 被災者支援の取り組み

- 「平成 30 年北海道胆振東部地震」緊急募金 (9/15～12/15)
現在実施中です。
- 10 月 7 日（金）、被災地の情報提供
みやぎ生協さんの発信「3.11 を忘れない～被災地のいま～ 第 62 回「縁をつないでいく南三陸町の商店街」をホームページに掲載しました。

栃木県生活協同組合連合会 2018年11月度以降の活動予定

2018年10月31日

2018年11月度スケジュール 予定	
1日(木)	生協検査
6日(火)	第4回とちぎ消費者ネットワーク幹事会 NPO法人とちぎ消費者リンク臨時総会
12日(月)	第2回福祉部会 第3回くらし部会
13日(火)	第3回常務理事会 ECO テック&ライフとちぎ 2018 出展説明会
20日(火)	消費者カレッジ (文星芸術大学)
27日(火)	日生協中央地連運営委員会
26日(月)	J A 栃木県大会
29日(木)	消費者カレッジ (作新学院大学)
2018年12月度予定	
2日(日)	ECO テック&ライフとちぎ 2018 出展 <マロニエプラザ>
5日(水)	大規模災害対策協議会都県連交流会
6日(木)	食品安全セミナー 消費者カレッジ (足利大学)
8日(土)	NPO 法施工 20 周年シンポジウム
11日(火)	第4回理事会
12日(水)	消費者カレッジ (國學院大學栃木短期大学)
13日(木)	栃木放送番組審議会 食の安全ネットワーク
17日(月)	第1回役員・幹部職員定期学習会
18日(火)	消費者リンク理事会
2019年1月度予定	
8日(火)	消費者ネットワーク
15日(火)	2019年賀詞交歓会
22日(火)	農業試験場グループインタビュー
29日(火)	日本生協連中央地連運営委員会 宇都宮市消費生活講演会